

在宅医療圏等の設定に係る経過と今後の進め方

内 容

- 1 次期医療計画策定のポイント（在宅医療圏の設定他）
- 2 会議等での検討及び地域等への説明の経過
- 3 郡市医師会・市町行政連絡協議会（8/3）の検討状況
- 4 「在宅医療圏」の検討状況
- 5 「積極的医療機関」の検討状況
- 6 「連携拠点」の検討状況
- 7 積極的医療機関、連携拠点に対する支援策の検討
- 8 今後の進め方

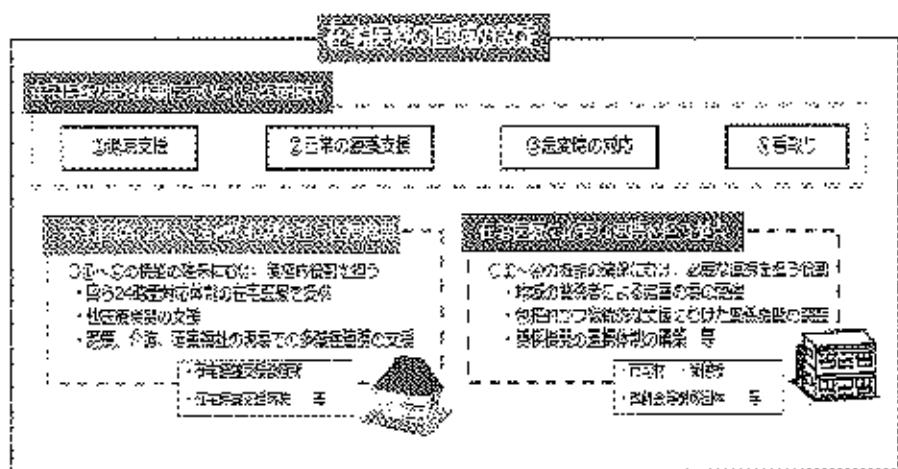
次期医師試験対策のポイント（研修資料から）

在宅医療の体制（第8次医療計画の見直しのポイント）

摘要

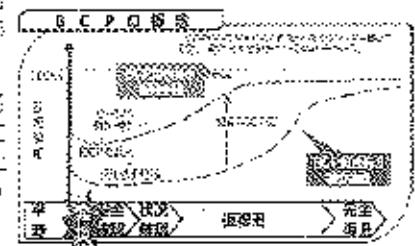
- 今後見込まれる在宅医療の需要の増加に向け、地域の実情に応じた在宅医療の体制整備を進める。「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を医療計画に位置付け、適切な在宅医療の圈域を設定する。
 - 在宅療養患者の急変時に適切に対応するための情報共有や連携を進める。また、看取りに際し本人・家族の希望に沿った医療・ケアの提供を進める。平時から在宅医療に係る関係機関の連携体制の構築を進め、災害時における業務継続計画(BCP)の策定を推進する。
 - 医師・歯科医師の定期的な診察と適切な評価に基づく指示による、在宅療養患者への医療・ケアの提供を進める。在宅療養における各職種の機能・役割について明確にする。

在宅医療の提供体制



- ◆ 国は、都道府県に対し、訪問診療及び訪問看護の必要量の推計等を提供する。都道府県は、国から提供を受けたデータを踏まえ、在宅介護の提供体制も整備しながら在宅医療の体制整備を進める。
 - ◆ 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」について、それぞれが担うべき機能や役割を整理する。
 - ◆ 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」と「在宅医療・介護連携推進事業」との連携を進める。

急変時・看取り、災害時等における整備体制



- 在宅医療における急変時対応に関係する機関として消防機関や後方支援を行う医療機関を明確化するとともに、地域の在宅医療の構造の場への参加を促す。
 - 災害時においては、各関係機関との連携が重要になることから、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」等において平時から連携を進めるとともに、団が策定した手引きや事業等を活用しながら、業務連絡計画(BCP)の策定を推進する。

在宅医療における各職種の関わり

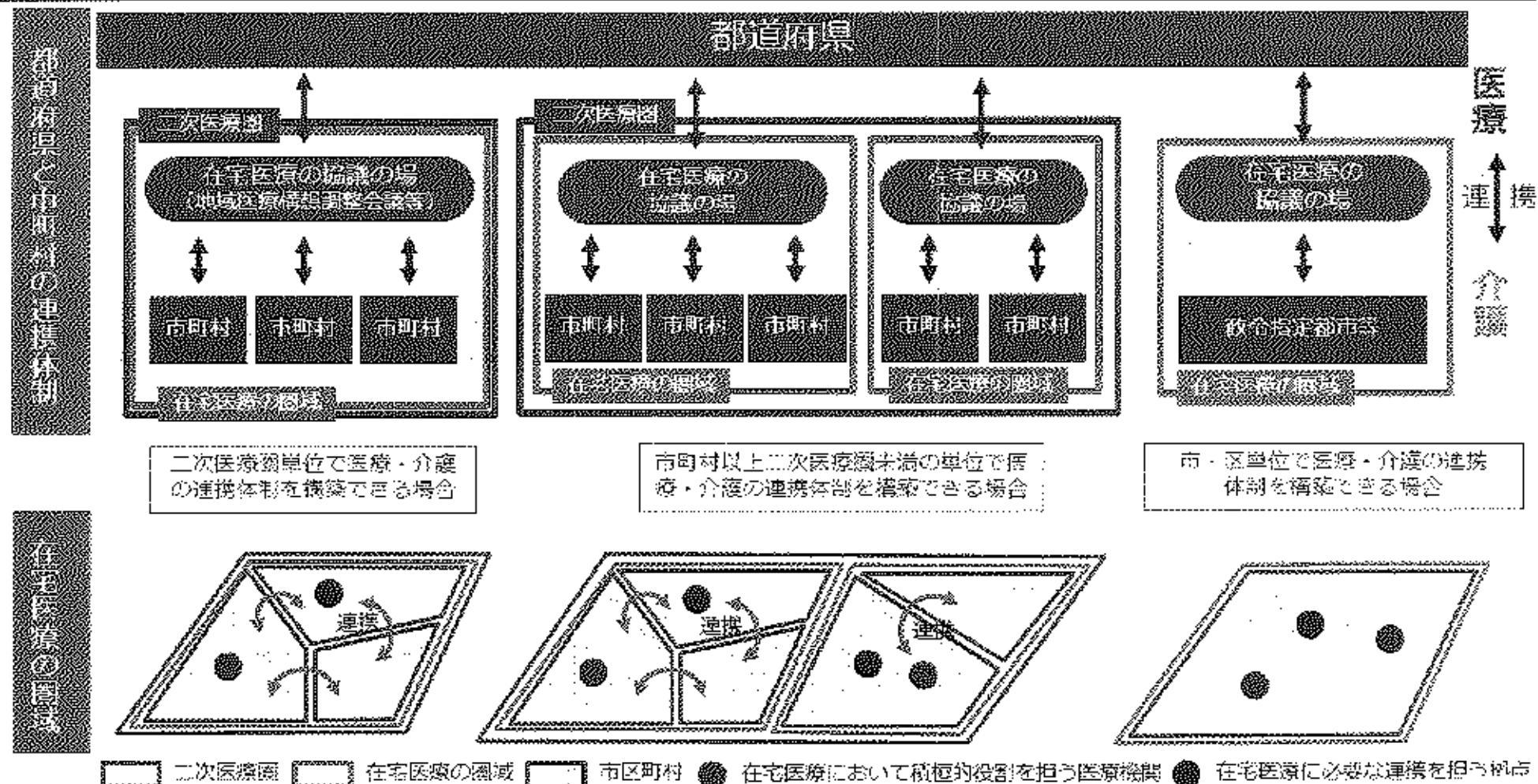
- ◆ 訪問看護について、退院に向けた医療機関との共同指導、ターミナルケア等の機能や役割に着目した業務や、事業所間の連携、業務効率化等について取組を進める。
 - ◆ 歯科診療所と後方支援拠点を有する歯科医療機関との連携や医療連携の体制構築を進めるとともに、歯科衛生士の機能、役割や訪問歯科診療への参わりについて明確化する。
 - ◆ 多様な疾患の患者への対応やターミナルケアへの参画等の観点から、在宅医療に携わる薬剤師の資質向上を図り、奈良や無菌製剤の編成、小児在宅、24時間対応が可能な薬局の整備を進め、在宅医療に必要な医薬品等の提供体制を構築する。
 - ◆ 在宅療養患者が居宅において生活機能の回復・維持をする観点からリハビリテーション提供体制の整備は重要であり、その機能・役割について明確化する。
 - ◆ 在宅療養患者の状態に応じた栄養管理を充実させるために、管理制度が実施されている在宅療養支援病院や栄養ケア・ステーション等の活用も含めた訪問栄養食事指導等の体制整備が重要であり、その機能・役割について明確化する。

1-2 在宅医療の圏域とは（国際会議資料から）

在宅医療の圏域の設定単位の考え方

第6回在宅医療及び医療・介護連携に関するワーキンググループ
令和4年9月28日

- 在宅医療の圏域は、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」や「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の配置状況や、地域包括ケアシステムの観点も踏まえた上で、医療資源の整備状況や介護との連携の在り方が地域によって大きく変わることを勘案し、従来の二次医療圏にこだわらず、できる限り急変時の対応体制（重症例を除く）や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう、市町村単位や保健所管轄等の地域の医療及び介護資源等の実情に応じて彈力的に設定する。



1-3 在宅医療において積極的役割を担う医療機関とは（医療計画から）

R5.6.14第1回シズケアサポートセンター企画委員会

資料4改

第5回在宅医療に適するライングクラード 資料
令和4年9月29日

「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の記載事項

- 「在宅医療の体制構築に係る指針」において、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④看取りの在宅医療の4つの機能の整備に向け、「在宅医療に「在宅医療の体制構築に係る指針」において、積極的役割を担う医療機関」を、医療計画へ位置付けること。
- 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の目標や求められる事項において、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の目標や求められる事項と重複している内容がある。

＜「在宅医療の体制構築に係る指針」＞

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 各医療機能との連携

(5) 在宅医療において積極的役割を担う医療機関

前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所を、在宅医療において積極的役割を担う医療機関として医療計画へ位置付けること。また、同機関については、在宅医療支援診療所及び在宅医療支援病院等の地域において在宅医療を担っている医療機関の中から位置付けることが想定される。

① 目標

- ・ 在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと
- ・ 多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと
- ・ 災害時および災害に備えた体制構築への対応を行うこと
- ・ 患者の家族への支援を行うこと
- ・ 患者の家族への支援を行うこと

* 赤字は「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の記載と重複する項目

② 在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる事項

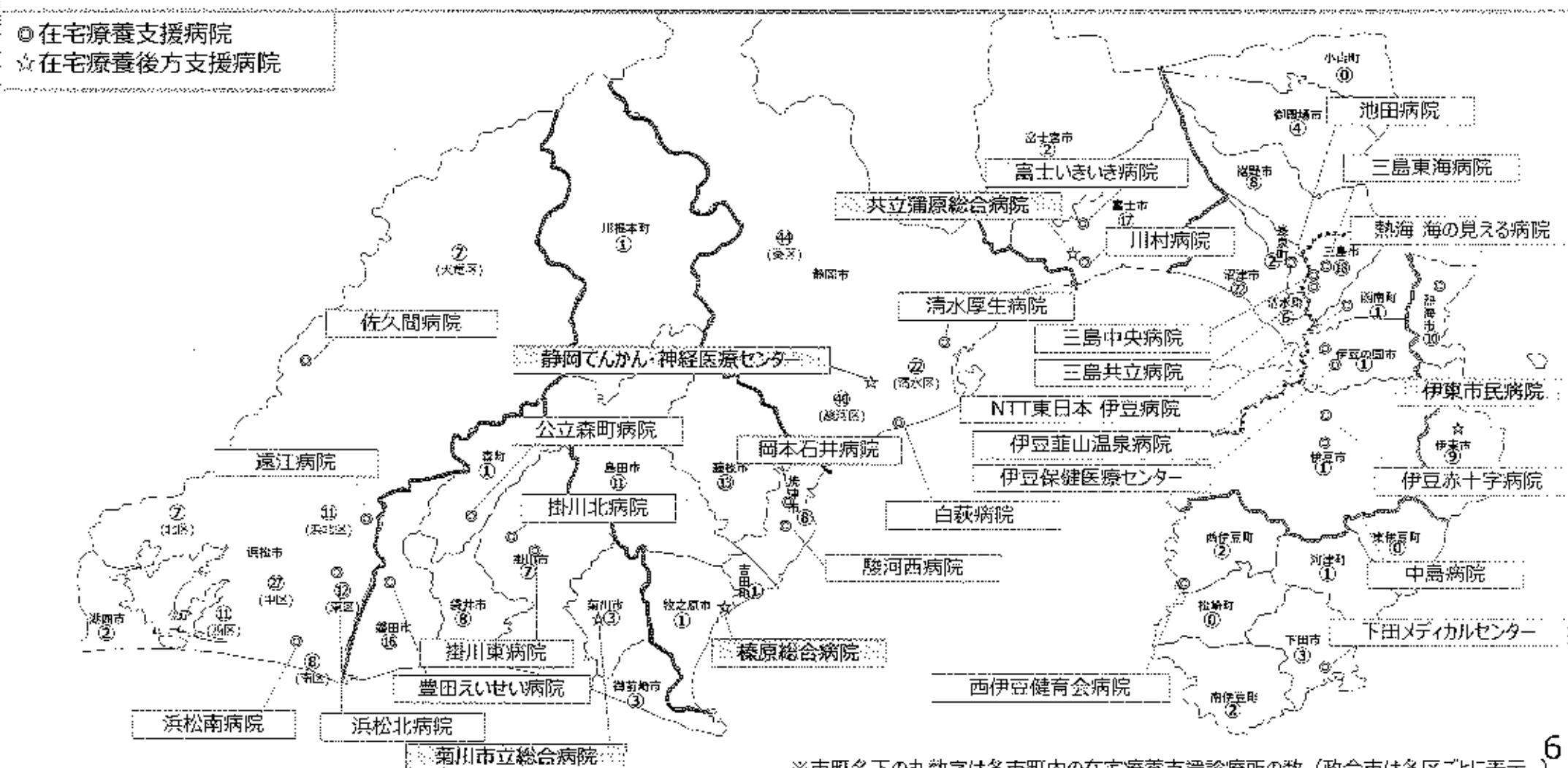
- ・ 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと
- ・ 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
- ・ 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
- ・ 災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと
- ・ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること
- ・ 入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受け入れを行うこと

県内在宅看護支援診療所(病院)・在宅医療多方支援機構の開設状況(B5-2厚生省公表)

在宅療養支援診療所…①24時間連絡を受ける体制の確保②24時間の往診体制③24時間の訪問看護体制④緊急時の入院体制
(在支診) (在支診は連携先でも可) ⑤連携する医療機関等への情報提供⑥年に1回、看取り数等を報告している⑦適切な意思決定支援に係る指針を作成していること

在宅療養支援病院…上記在支診の①～⑦に加え、⑧許可病床200床未満であること又は当該病院を中心とした4km以内に診療所（在支病）が存在しないこと⑨往診を担当する医師は病院当直を担当しない

在宅療養後方支援病院…病床200床以上の病院で連携する在宅医療を提供する医療機関の求めに応じて、あらかじめ届け出た在宅（在後病）患者を24時間受入可能な体制を整く病院。3ヶ月に1回以上の連携医療機関との情報交換の実施も必要



※市町名下の丸数字は各市町内の在宅療養支援診療所の数（政令市は各区ごとに表示。）

第2次・第3次救急医療体制図（令和5年4月1日時点）

◇ 高度救命救急センター

○ 救命救急センター

★ 救急医療情報センター

（情報センターは静岡市に設置）

2次救急医療圏地域名
入院救急医療を担う
医療機関（病院）数

静岡県立総合病院

静岡赤十字病院

第一

第二

5

沼津市立病院

北遠

2

静岡

○

富士宮市

御殿場市

駿東

12(10)

熱海

3

総合病院聖隸浜松病院

伊豆

1

総合病院聖隸三方原病院

磐田市立総合病院

西遠

7

中東遠総合医療センター

○

静岡済生会総合病院

順天堂大学静岡病院

浜松医療セン

タ

中東遠

5

心大様原

○

藤枝市立総合病院

駿成

4

1-4 在宅医療において必要な連携を担う拠点とは（国民修習会から）

「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の記載事項

第6回在宅医療及び医療するまち～キングポートセンター企画委員会
令和4年9月

R5.6.14第1回シズケアサポートセンター企画委員会
資料4改

- 「在宅医療の体制構築に係る指針」において、①退院支援、②日常療養支援、③急変時の対応、④看取りの在宅医療の4つの機能の整備に向け、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を、医療計画に位置付けることとされている
- 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に求められる事項において、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」の目標や求められる事項と重複している内容がある。

<「在宅医療の体制構築に係る指針」>

第2 医療体制の構築に必要な事項

2 各医療機能との連携

(5) 在宅医療に必要な連携を担う拠点

前記(1)から(4)までに掲げる目標の達成に向けて、地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主導のいすれかを在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付けること。

在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要である。

また、在宅医療・介護連携推進事業の実施主体と、在宅医療に必要な連携を担う拠点とが同一となることも想定される。さらに障害福祉に係る相談支援の取組との整合性に留意し、事前に市町村と十分に協議することが重要である。

なお、前項の在宅医療において積極的役割を担う医療機関が在宅医療に必要な連携を担う拠点となることも想定される。

①目標

- 多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること
- 在宅医療に関する人材育成を行うこと・在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと
- 災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと

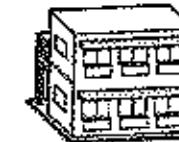
②在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項

- 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと
- 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと

在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること

在宅医療に必要な連携を担う拠点 (市町村、地域医師会、保健所、医療機関等)

市町村等



地域包括支援センター

連携



関係機関と連携し
在宅医療の提供体制
の構築



介護サービス事業所



診療所・在支診等



病院・在支病・
有床診療所等



訪問看護ステーション



訪問診療



急変時対応 (一時入院)



訪問薬剤指導



薬局



訪問看護



訪問診療



在宅医療・ 訪問看護